

特別高圧・高圧で電気をご契約いただいているお客さま

電気料金の値下げに関する ご案内

平成30年5月



目 次

1. 電気料金の値下げの概要	1
2. 電気供給条件等の主な見直し事項	3
3. よくあるご質問	4

1. 電気料金の値下げの概要

平素は、弊社事業に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社はこのたび、大飯発電所3、4号機の再稼動を踏まえ、平成30年7月1日から、関西のお客さまの電気料金を、平均5.36%値下げすることといたしました。

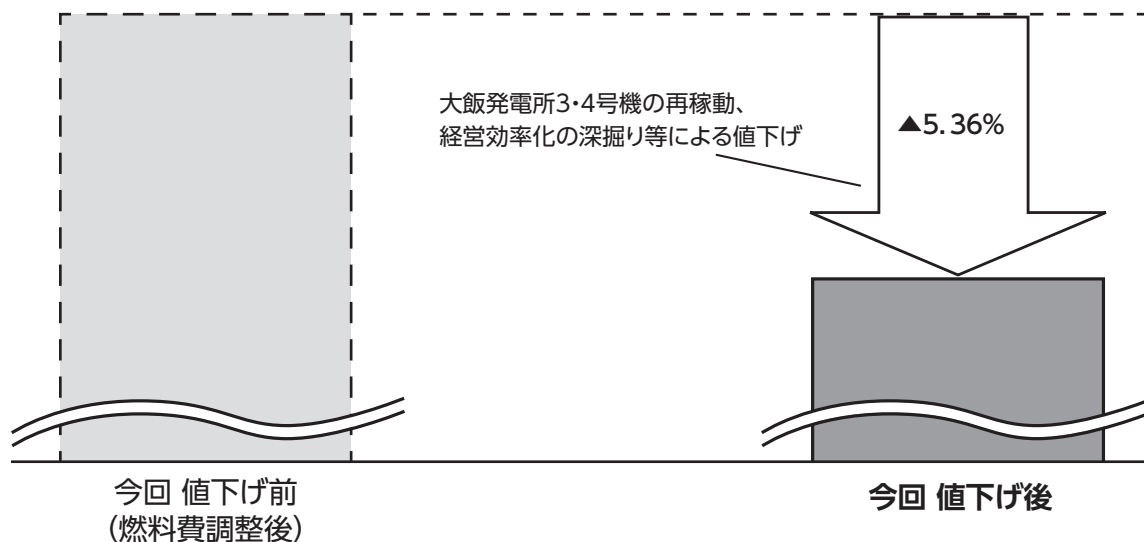
あらためまして、今回の再稼動にあたり、これまで一方ならぬご理解やご支援を賜りました皆さまに、心より厚く御礼申し上げます。

今回の電気料金の値下げは、2度の値上げによりご迷惑をおかけしたお客さまに、昨年度の平均4.29%の値下げに続き、大飯発電所3、4号機の再稼動による火力燃料費等の削減分と、経営効率化の深掘りの成果等をご使用量が多くなる夏場に向けて、出来るだけ早くお返しすべく実施いたします。

弊社といたしましては、引き続き、原子力プラントの安全・安定運転に努めるとともに、安全性が確認された原子力プラントについて、立地地域の皆さまのご理解を賜りながら、早期の再稼動に安全最優先で取り組んでまいります。

お客さまには、何卒ご理解とご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

<電気料金値下げのイメージ>



■実施日

平成30年7月1日

■引下げ単価

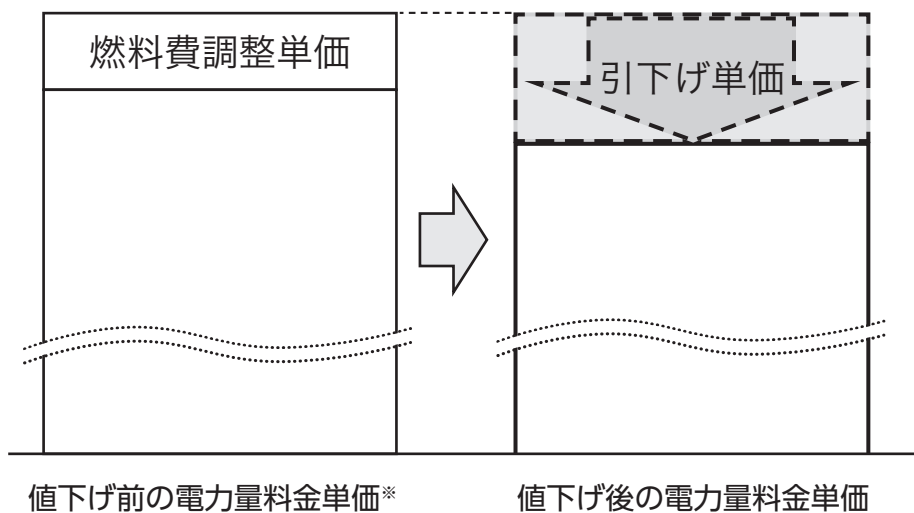
値下げ後の電力量料金単価については、値下げ前の電力量料金単価から以下の単価を差し引いたものとしたします。なお、基本料金単価は変更いたしません。

高 圧	▲0.99円/kWh	特別高圧	▲0.98円/kWh
-----	------------	------	------------

※高圧と特別高圧の単価差は、送電ロスの差によるものです。

※単価には、消費税等相当額を含みます。

■電力量料金単価の設定イメージ



※値下げ前の電力量料金単価には、平成30年1月～3月の貿易統計価格にもとづく燃料費調整単価（高圧:0.55円/kWh、特別高圧:0.54円/kWh）を含みます。

2.電気供給条件等の主な見直し事項

■燃料費調整制度における基準燃料価格および基準単価の見直し

今回の値下げとあわせて、燃料費調整の前提諸元についても、発電構成や燃料価格の変更に伴い、見直しを実施しております。

<基準燃料価格>

値下げ前	値下げ後
25,500円/kl	27,100円/kl

※基準燃料価格とは、料金設定の前提である原油・LNG・石炭の燃料価格の加重平均値で、燃料費調整における価格変動の基準値です。

<基準単価>

	値下げ前	値下げ後
高圧	0.188円/kWh	0.156円/kWh
特別高圧	0.186円/kWh	0.153円/kWh

※基準単価とは、燃料費調整単価の算定に用いる基準値で、平均燃料価格が基準燃料価格に比べて1,000円/kl変動した場合の値です。

※基準単価には、消費税等相当額を含みます。

【参考】基準燃料価格の算定諸元

<換算係数>

	値下げ前	値下げ後
原油 (α)	0.0332	0.0140
LNG (β)	0.3786	0.3483
石炭 (γ)	0.6231	0.7227

※α、β、γは、原油換算率×燃料種別々熱量構成比で算出しております。

<貿易統計実績>

平均原油価格(A)	45,737円/kl
平均LNG価格(B)	51,334円/t
平均石炭価格(C)	11,935円/t

※平成30年1月～3月における貿易統計実績です。

<平均燃料価格>

平均燃料価格は、原油・LNG・石炭の貿易統計価格(貿易統計にて公表される円建ての輸入価格)をもとに算定される燃料価格をいいます。原油・LNG・石炭は、熱量や数量単位が異なるため、LNG・石炭を原油と同じ熱量・数量単位に換算し、平均燃料価格を算定いたします。

[算定方法]

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ (100円未満四捨五入)

A: 各平均燃料価格算定期間における1kl当たりの平均原油価格

B: 各平均燃料価格算定期間における1t当たりの平均LNG価格

C: 各平均燃料価格算定期間における1t当たりの平均石炭価格

■その他の見直し事項

<料金の算定期間におけるご使用電力量の算定方法>

料金の算定期間におけるご使用電力量は、計量日(または検針日)と前回計量日(または前回検針日)の電力量計の読みの差引きにより算定しておりますが、記録型計量器により計量される30分ごとのご使用電力量を合計して算定する方法を追加いたしました。なお、この算定方法の違いによってご使用電力量に差異が生じることはございません。

<電気料金のお支払い方法>

口座振替や払い込みによりお支払いいただく場合にかかわらず、弊社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社、または弁護士法にもとづく弁護士法人が指定した金融機関等を通じお支払いいただく場合があることを追加いたしました。

<料金メニューに定める休日等の記載方法>

休日等を定めている料金メニューにおいて、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日を列挙して記載していましたが、同法を準用する記載に変更いたしました。

3.よくあるご質問

Q. 値下げ後の電気料金単価の適用を受けるためには手続きが必要ですか？

A. <高圧で契約電力500kW以上または特別高圧のお客さま>

弊社担当者が訪問のうえ、手続きを実施いたします。

<高圧で契約電力500kW未満のお客さま>

お客さまから弊社へお手続きいただく必要はございません。

詳しくは、「電気料金の値下げに伴う電気需給契約のご案内」により、お知らせいたしますので、ご確認ください。

なお、ご案内内容は「電気ご使用量お知らせサービス」でもご確認くださいだけです。

Q. 契約使用期間の途中であっても値下げとなるのですか？

A. 平成25年および平成27年の2度にわたる値上げによるお客さまのご負担の早期軽減のため、基本的には、契約使用期間によらず、7月1日から値下げいたします。

Q. 見直し後の燃料費調整単価はいつから適用されますか？

A. 見直し後の燃料費調整単価につきましては、値下げ実施日である7月1日以降のご使用分から適用いたします。この場合、燃料費調整額を含め、電気料金は7月1日前後で日割計算いたします。

Q. 今回の値下げにより、他の小売電気事業者と比べて電気料金は安くなるのですか？

A. 他の小売電気事業者の料金水準をすべて把握しているわけではございませんので、一概にはお答えできかねますが、弊社はお客さまのご使用形態に応じた各種料金メニューをご用意しておりますので、詳しくは弊社までお問合せください。

電気料金の値下げに関するお問い合わせ

関西電力ホームページをご覧ください。下記の電話番号までお問い合わせください。

関西電力ホームページ <http://kepcop.jp/biz/>

関西電力 法人

検索 

高圧のお客さま専用ダイヤル
(通話料無料)

0120-914-537

【受付時間】平日(月~金)9:00~17:00 ※土日祝を除く

※お電話がつながりにくい場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※一部のIP電話からは、ご利用いただけない場合がございます。

※お問い合わせの際には、番号をよくお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いいたします。